

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告趣意のうち、刑訴法四一九条が憲法三二条に違反するという点は、裁判所書記官の行う書類の送達手続について、独立して不服申立を認めるか否かは、もつぱら立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではないから、所論は前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は、すべて単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年九月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山	亨	
裁判官	戸	田	弘	
裁判官	中	村	治	朗